

平成26年1月31日開催

第 20 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第20回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年1月31日(金) 午後4時00分～

2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階集会室

3. 出席委員 23 人 (欠席委員1名)

1 番	安田悦郎	出	1 3 番	西村和夫	出
2 番	若生良一	出	1 4 番	橋本孝博	出
3 番	渡辺隆	出	1 5 番	前川義哉	出
4 番	松本俊博	出	1 6 番	酒井端薫	出
5 番	白井康博	欠	1 7 番	川中義幸	出
6 番	藤原俊哉	出	1 8 番	吉田則博	出
7 番	土居正広	出	1 9 番	前田志	出
8 番	小林弘	出	2 0 番	川谷端	出
9 番	山口隆弘	出	2 1 番	川見上	出
1 0 番	水橋上	出	2 2 番	野見上	出
1 1 番	岡本義	出	2 3 番	金表	出
1 2 番	岡田猛	出	2 4 番		出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に対する意見について

協議第1号 平成25年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について

6. 会議の概要

事務局	ただ今から第20回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。
会長	挨拶
事務局	本日、5番白井康博委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中23名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長	それでは、議事録署名委員は、17番川端義幸委員、19番吉田邦博委員をお願いいたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番から3番までの議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については3件です。議案書をもとに説明します。 【報告第1号1番から3番を議案書をもとに朗読】
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。 【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
4番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 議案第1号2番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(●●番●●委員 退室)

議長 それでは、事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

15番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 それでは、議案第1号2番の審議が終了しましたので、●●番●●委員の入室を認めます。
(●●番●●委員 入室)

議長 次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号1番の集積計画について決定といたします。

議長 議案第2号2番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条
議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(●●番●●委員 退室)

議長 それでは、事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書
の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

11番 議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番の集積計画について決定といたします。

議長 それでは、議案第2号2番の審議が終了しましたので、●●番●●委員の入室を認めます。
(●●番●●委員 入室)

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書
の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書
の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
10番	議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号4番の集積計画について決定いたします。
議長	次に議案第3号農業委員会委員選挙人名簿登載申請に対する意見についてを、議案といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農業委員会委員選挙人名簿登載申請に対する意見について農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、平成26年1月1日現在による農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出があり受理したので、農業委員会委員選挙人名簿登載の適否について、ご審議を願います。 議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第3号を議案書をもとに朗読】</p> <p>(別添調書の農業委員会委員選挙人名簿について第1投票区から第16投票区まで内容確認するとともに、地区担当農業委員の意見を出してもらい、選挙人名簿登載資格についての審査を行う。)</p>
議長	それでは、採決いたします。議案第3号について、ただいま資格審査いたしました名簿のとおり可決することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号は資格審査後の名簿のとおり可決し、選挙管理委員会へ送付することといたします。
議長	次に協議第1号平成25年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否についてを、議案といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>平成25年贈与税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について説明します。別添名簿の方より、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税等の納税猶予の適用を受けるため、農業を引き続き行っている旨の申請書が提出された際に、営農証明の発給の適否について協議願うものです。</p> <p>本案件は、農地の一括生前贈与により、贈与税及び不動産取得税の納税猶予・徴収猶予を受けられている方が、継続してその猶予を受けるために3年ごとに継続届出の手続きをするもので、営農していることが要件の一つとなっているものです。</p> <p>別添名簿の該当者16件については、現在も農地を所有し耕作されており、営農証明願いが出された場合、発給できるものと考えております。</p>
議長	ただいま説明がありましたように、すべて適格要件を満たしているとのことですので、これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、採決いたします。協議第1号について、該当者から証明願いがあった場合、営農証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、協議第1号については営農証明を発給することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第20回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午後4時55分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成26年1月31日(議事録調整日 平成26年2月12日)

新ひだか町農業委員会会長

㊞

議事録署名委員

㊞

議事録署名委員

㊞